

特定非営利活動法人東京アレルギー・呼吸器疾患研究所 倫理審査委員会標準業務手順書 改訂一覧

| 項目 | 改訂前 第2版 2020年4月1日 | 改訂後 第3版 2020年8月20日 |
|--------------------------|---|---|
| (倫理審査委員会の設置および構成) 第4条 | なお、所長は倫理審査委員会の委員にはなれないものとする。 | なお、 <u>当法人の役員は委員にはなれるが、自らの研究機関で行う研究についての審議および採決に参加できない。</u> |
| 附則 | <u>2017年 8月 25日 第1版 制定</u> <u>2020年 4月 1日 第2版 改訂</u> | <u>2017年 8月25日 第1版 制定</u> <u>2020年 4月 1日 第2版 改訂</u> <u>2020年 8月20日 第3版 改訂</u> |

項目及び段落番号等，軽微な変更を除く。